

日吉津村会計年度任用職員（パートタイム）採用試験 受験案内 ＜ 社会福祉士 ＞

1 受付期間

受 付 期 間	令和7年6月25日（水）～ 令和7年7月22日（火）まで * 受付時間：午前8時30分～午後5時00分 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。） * 郵送による受付は行いません。 直接、日吉津村役場 総務課 総務室 へ履歴書を持参してください。
---------	---

2 試験の日時、会場、試験内容

試 験 日 時	令和7年7月23日（水）10:00～ *受験者多数の場合は、面接が実施されるまでに、30分～1時間程度お待ちいただく場合があります。
試 験 会 場	日吉津村役場2階 会議室
試 験 内 容	面接試験（適性等について個別面接を行います。）

3 受験申込手続

申込書類	○履歴書（顔写真を添付） 1部 * 履歴書の<u>上部余白部分</u>に「福祉保健課 社会福祉士」を朱書してください。 * 併願はできません。 * 資格をお持ちの方は、必ず資格欄への記載をお願いします。 ○社会福祉士免許等のコピー（お持ちの方のみ） 1部 * 受理した応募書類は返却しません。（個人情報の観点から適正に取り扱いをします。） * 社会福祉士としての勤務経験がある場合は、「在職証明書」を提出することにより給料の格付けを決定します。該当のある方は採用決定後に速やかに提出できるようご用意をお願いします。
申 込 先	日吉津村役場 総務課 総務室 〒689-3553 日吉津村日吉津 872-15（日吉津村役場1階） 電話 0859-27-5950 * ご不明な点は、上記問い合わせ先までお尋ねください。

4 合格者の発表

発 表 の 時 期 ・ 方 法	可否通知書は試験日から5日後を目処に、受験された方全員へ郵送しお知らせします。
-----------------	--

5 募集する職、採用予定者数、主な職務内容、受験資格等

配 属 先	福祉保健課		
募 集 す る 職	社会福祉士	採用予定者数	1 名
主な職務内容	福祉・保健に関するコミュニティ・ソーシャルワーク（総合相談 及アウトリーチ業務）、福祉保健課に関する行政事務		
必 要 な 経 験 や 資 格 等	○社会福祉士の資格をお持ちの方 ○パソコンを使用し、ワード・エクセルで表計算等ができる方 ○普通自動車免許をお持ちの方（AT 限定可） ※次のいずれかに該当する方は、受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

6 合格者の採用及び勤務条件等

任用期間	採用決定日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（※勤務成績及び予算措置の状況等に応じて令和 8 年 4 月以降に再度任用される場合があります。）
給 与	時間給 1, 3 8 6 円～1, 4 8 3 円 ※採用日前における職歴に応じて給与月額を決定します。 ※今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する可能性があります。
諸手当	期末勤勉手当：1 2 月に支給。 （ただし、採用初年度 12 月は勤務期間の割合にもとづいて支給。） 通勤手当：片道 2 km 以上の場合、距離数に応じて別途支給。 時間外勤務手当：基本無いが、依頼した場合は別途支給。
勤務日	時間：1 週間当たり 3 0 時間程度 日時：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分のうち 6 時間以内（休憩 1 時間） 休日：土・日・祝日、年末年始（1 2 / 2 9 ～1 / 3） ※勤務時間帯は応相談 ※業務の必要性により、午後 5 時 1 5 分以降や土日に勤務していただく場合があります。
休 暇	一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。 年次有給休暇 特別休暇【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、子の看護休暇など 【無給】病気休暇、短期介護休暇など
社会保険	健康保険（市町村共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	町村等の非常勤職員公務災害補償が適用されます。
服 務	地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
その他	健康診断およびストレスチェックあり。 応募資格が無いこと及び履歴書記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すことがあります。 地方公務員法の規定に基づき採用はすべて条件付とし、採用後 1 ケ月の勤務成績が良好であった場合に会計年度任用職員として正式採用となります。